

# 古河市教育振興基本計画



古河市教育委員会

## 「人が育ち文化の息づく古河をつくる」の実現を目指して

古河市教育委員会では、平成21年3月に「古河市教育総合プラン」を策定し、「共に学び、明日を拓く“人づくり”～これからの古河を支える人づくりを目指して」を基本理念とし、生涯学習社会の実現や確かな学力の定着と豊かな心を育む学校教育の充実のため、多くの取組みを計画的かつ効果的に実施してまいりました。

この間、国や県においては、学習指導要領の一部改訂や教育振興基本計画の策定など、様々な教育改革が進められてきており、さらには、古河市の基本的な方向性を示す第2次古河市総合計画も策定されました。

このことを受け、教育分野における基本方針として、新たに「古河市教育振興基本計画」を策定し、古河市の教育の進むべき方向を明らかにすることといたしました。

本計画では、未来の古河市を心豊かで文化の薫るまちとするために、知識と教養を身につけ、地域をより良くしようと行動する市民を育む、教育力と文化力を醸成するような施策を掲げております。

本計画実現のため、学校や家庭、地域など、関係の皆様が一体となり、「人が育ち文化の息づく古河をつくる」を目指して、教育の振興を図ってまいりますので、市民の皆様のご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

最後に、本計画策定に当たり貴重なご意見をいただいた市民の皆様をはじめ、審議会委員並びにワーキングチームメンバーの皆様に対し、心から感謝申し上げます。

平成29年4月 古河市教育委員会

## 目次

|  |    |
|--|----|
| 【基本構想】 .....                                       | 1  |
| <b>第1章 計画策定にあたって</b> .....                         | 3  |
| 1. 計画策定の趣旨 .....                                   | 3  |
| 2. 計画の位置づけ .....                                   | 3  |
| 3. 計画の性格と構成 .....                                  | 3  |
| 4. 計画の期間 .....                                     | 4  |
| 5. 計画の策定体制 .....                                   | 5  |
| <b>第2章 計画策定の背景</b> .....                           | 6  |
| <b>第3章 古河市教育の現状と課題</b> .....                       | 9  |
| 1. 人口と世帯、児童生徒数などの推移 .....                          | 9  |
| 2. 古河市教育の基本的課題 .....                               | 11 |
| <b>第4章 計画の基本的方向性と体系</b> .....                      | 15 |
| 1. 基本理念 .....                                      | 15 |
| 2. 計画の体系 .....                                     | 16 |
| 【基本計画】 .....                                       | 17 |
| <b>政策Ⅰ 市民の目的と意欲に応じた生涯学習の充実</b> .....               | 19 |
| 1. 生涯学習の機会の充実 .....                                | 19 |
| (1) 生涯学習講座の充実・強化 .....                             | 19 |
| 2. 生涯学習環境の充実 .....                                 | 21 |
| (1) 学習情報の提供 .....                                  | 21 |
| (2) 人材資源の活用 .....                                  | 22 |
| 3. 生涯学習施設等の充実 .....                                | 23 |
| (1) 生涯学習施設等の各種整備と効果的な管理・運営 .....                   | 23 |
| 4. 読書環境の充実 .....                                   | 26 |
| (1) 図書館機能と蔵書の充実 .....                              | 26 |
| (2) 読書団体の育成 .....                                  | 29 |
| (3) 子ども読書活動の推進 .....                               | 30 |
| <b>政策Ⅱ 生きる力を育む学校教育の充実</b> .....                    | 32 |
| 1. 幼児期（幼稚園・保育所（園）・認定こども園）から児童期（小学校）への円滑な移行支援 ..... | 32 |
| (1) 幼保小の接続の推進 .....                                | 32 |

|                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| 2. 特色ある学校教育の充実                  | 34        |
| (1) 個に応じた教育の推進                  | 34        |
| (2) 確かな学力の向上                    | 36        |
| (3) 豊かな心の育成                     | 40        |
| (4) 体力の向上                       | 45        |
| (5) 特色ある教育活動の展開                 | 47        |
| (6) キャリア教育の推進                   | 49        |
| (7) 教職員の資質・能力の向上                | 51        |
| (8) 読書教育の推進                     | 54        |
| (9) 中等教育学校との連携の推進               | 55        |
| 3. 地域教育機関の充実                    | 56        |
| (1) 新たな教育機関の誘致                  | 56        |
| (2) 小中連携の推進                     | 57        |
| <b>政策Ⅲ 安心して学べる教育環境の充実</b>       | <b>59</b> |
| 1. 学校施設・設備・備品の充実と維持管理           | 59        |
| (1) 学校施設の計画的な管理運営               | 59        |
| (2) 学習環境の充実                     | 61        |
| 2. 就学しやすい環境づくり                  | 63        |
| (1) 多様なニーズに対応した就学支援             | 63        |
| 3. 地域・家庭と連携した学校運営と子どもの居場所づくり    | 65        |
| (1) 開かれた学校づくり                   | 65        |
| (2) 子どもの居場所づくり                  | 67        |
| 4. 学校保健の充実                      | 69        |
| (1) 児童生徒・教職員の健康の保持・増進           | 69        |
| <b>政策Ⅳ 子どもの健全な成長のための学校給食の充実</b> | <b>70</b> |
| 1. 学校給食施設の活用と衛生管理・効率的運営         | 70        |
| (1) 学校給食センターの活用                 | 70        |
| (2) 自校給食室の運営管理                  | 71        |
| (3) 給食施設の衛生管理の徹底                | 73        |
| (4) 効率的な給食施設の運営                 | 74        |
| (5) 食育拠点の充実                     | 75        |
| 2. 食育や地産地消による学校給食の推進            | 76        |
| (1) 食育の推進・栄養指導                  | 76        |
| (2) 家庭や地域との連携                   | 79        |
| (3) 地産地消の推進                     | 80        |

|  |     |
|--|-----|
| <b>政策V 未来を担う青少年の健全育成</b> .....                 | 81  |
| 1. 家庭・地域の教育力の育成 .....                          | 81  |
| (1) 家庭教育の推進 .....                              | 81  |
| (2) 地域教育力によるコミュニケーション能力の向上 .....               | 84  |
| 2. 地域や社会への青少年の参加の促進 .....                      | 85  |
| (1) 多様な体験や創作活動の提供 .....                        | 85  |
| (2) 郷土愛の醸成 .....                               | 86  |
| (3) 科学の楽しさを体験できる場の提供 .....                     | 87  |
| (4) 青少年育成団体の育成・支援 .....                        | 88  |
| 3. 青少年の健全育成のための活動の促進 .....                     | 89  |
| (1) 非行等の未然防止の推進 .....                          | 89  |
| (2) 健全な環境づくりの推進 .....                          | 90  |
| (3) 子ども・若者の育成支援 .....                          | 92  |
| <b>政策VI 市民が親しめる生涯スポーツの推進</b> .....             | 94  |
| 1. スポーツ施設の充実と有効活用 .....                        | 94  |
| (1) スポーツ施設の充実 .....                            | 94  |
| (2) 施設の有効利用の推進 .....                           | 956 |
| 2. 生涯スポーツの振興 .....                             | 97  |
| (1) 組織の充実 .....                                | 97  |
| (2) 行事の充実 .....                                | 98  |
| 3. 国民体育大会への対応の推進 .....                         | 99  |
| (1) 国体受け入れ体制の整備促進 .....                        | 99  |
| (2) 国体を契機にしたスポーツの普及・振興 .....                   | 100 |
| 4. 競技力向上とトップアスリートの育成 .....                     | 101 |
| (1) 競技力の向上 .....                               | 101 |
| (2) トップアスリートの育成 .....                          | 102 |
| <b>政策VII 豊かな市民文化の創造のための歴史文化の継承と芸術の振興</b> ..... | 104 |
| 1. 文化財や伝統文化の継承・情報発信 .....                      | 104 |
| (1) 文化財指定の推進 .....                             | 104 |
| (2) 歴史・民俗資料の調査・収集と保存・整理 .....                  | 106 |
| (3) 文化の保存・継承 .....                             | 107 |
| (4) 歴史や文化に関する情報提供の推進 .....                     | 109 |
| (5) 魅力ある施設運営の推進 .....                          | 111 |

|  |            |
|--|------------|
| 2. 市民文化活動及び芸術文化活動の促進.....              | 116        |
| (1) 芸術文化活動への支援 .....                   | 116        |
| (2) 地域文化を創造する人材の育成・確保 .....            | 118        |
| 【資料編】 .....                            | 119        |
| <b>1 計画策定までの経緯.....</b>                | <b>120</b> |
| <b>2 古河市教育振興基本計画策定審議会.....</b>         | <b>121</b> |
| (1) 委員名簿 .....                         | 121        |
| (2) 古河市教育振興基本計画策定審議会設置規則 .....         | 122        |
| <b>3 古河市教育振興基本計画策定ワーキングチーム .....</b>   | <b>124</b> |
| (1) 委員名簿 .....                         | 124        |
| (2) 古河市教育振興基本計画策定ワーキングチーム設置要綱 .....    | 125        |
| <b>4 古河市教育振興基本計画作成のためのアンケート調査.....</b> | <b>127</b> |
| (1) 調査の目的と方法.....                      | 127        |
| (2) 集計結果の概要.....                       | 128        |

## 【基本構想】





## 第1章 計画策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

合併により新しい「古河市」が誕生して、10年以上が経ちました。

これまで、市は、平成20年度に策定した「古河市教育総合プラン」に基づき、『共に学び、明日を拓く“人づくり”—これからの古河を支える人づくりを目指して—』を基本理念とし、3つの基本目標を掲げて、「古河市教育」の振興を図ってきたところです。

平成28年3月、古河市の基本的な方向性を示す総合計画が改定され、新たに「第2次古河市総合計画」が策定されました。このことを受け、教育分野においても計画を改定し、新たに「古河市教育振興基本計画」を策定するものです。

### 2. 計画の位置づけ

この計画は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定される「教育振興基本計画」にあたる計画です。

また、この計画は、国の「第2期教育振興基本計画」並びに県の「いばらき教育プラン」を踏まえながら、「第2次古河市総合計画」の部門別計画として策定するものであり、教育分野における取組の方向性を示した計画となります。

### 3. 計画の性格と構成

#### （1）計画の性格

この計画は、「第2次古河市総合計画」に掲げた未来の“めざすまち”の姿『華のある都市古河～はなが好き、ひとが好き、古河が大好き～』の実現に向け、古河市の教育のあるべき姿とともに、教育に係る施策の方向性を、総合的・体系的に示す計画です。

## (2) 計画の構成

古河市教育振興基本計画は、基本構想・基本計画、実施計画の3部構成とします。

### ①基本構想

計画策定の基本的な考え方、計画の基本理念等を定めます。

### ②基本計画

基本構想で示した考え方等を受け、推進すべき施策の基本方向等を定めます。

### ③実施計画

基本計画に基づく具体的施策及び事業等を定めます。

## 4. 計画の期間

古河市教育振興基本計画の計画期間は、次の通りとします。

### ①基本構想

10年後を展望するものとし、計画期間は平成29～38年度とします。

### ②基本計画

計画期間を5か年とし、前期基本計画の計画期間は平成29～33年度とします。

### ③実施計画

計画期間を3か年とし、ローリング方式により毎年度見直していきます。

#### ★ローリング方式＝

毎年度修正や補完などを行うことで、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応し、計画と現実が大きくずれることを防ぐ手法。

## 5. 計画の策定体制

この計画は、乳幼児から高齢者まで、生涯にわたる学びについて取組の方向性を定めた、古河市における教育分野の総合的計画となります。

このため、計画の策定にあたっては、市民、学校、地域、行政との協働を基本として、幅広い参画を得ながら策定しました。

### ①市民参画

小学校5年生の保護者1,225名を対象としたアンケート（平成28年10月）を実施するとともに、計画案についてはパブリック・コメント（平成29年1月）を実施することにより、市民意見の反映に努めました。また、策定審議会並びにワーキング・チームには、公募により市民の参画を得ました。

### ②策定審議会

市民・学識経験者・市議会議員（合計10名）から構成され、計画の策定のために必要な事項について審議することを目的とし開催しました。

### ③ワーキング・チーム

市民、市内社会教育関係団体、市内小中学校の教職員、市職員（合計30名）から構成され、主に基本計画の策定に向けた協議と作業などを行うことを目的とし開催しました。

なお、このワーキング・チームには「学校教育」「教育環境」「生涯学習・青少年」「スポーツ・文化」の4部会を置き、協議を深めました。

## 第2章 計画策定の背景

計画策定にあたり、教育を取り巻く社会の変化と対応すべき課題などを、次の通り整理します。

### (1) 人口減少と少子高齢化のさらなる進行

わが国の総人口は既に減少局面に入っており、さらなる少子高齢化も進行しています。人口減少や少子高齢化の進行により、経済活動の縮小、地域コミュニティの崩壊、国や地方公共団体の財政悪化など、様々な影響が懸念されています。

このため、人口の可能な限りの維持などを旨とする地方創生に係る取組が国を挙げて進められています。古河市においても、平成27年12月に「古河市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び平成28年3月に「古河市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、この問題への対応を本格化しています。

この「人口ビジョン」及び「総合戦略」では、平成72年人口を約9万4千人と展望するとともに、基本視点『居住・生活・就労を巡る環境を改善し、人口の流出を抑制する』『結婚・出産・子育てを巡る環境を改善し、出生率の向上を目指す』に即して、未来を切り拓くための施策・事業を戦略的に展開していくこととしています。

### (2) 社会経済と国際交流のグローバル化

世界経済のグローバル化がさらに進む中、近年では、アジア新興国の経済成長などによって様々な分野における国際競争が激化し、社会・経済はもとより、日常生活においても大きな影響をもたらしています。国は、産業などにおける国際競争力の強化を目指すとともに、観光立国の実現に取り組むなど、グローバル化を活かした成長戦略を推進しています。

このような社会経済と国際交流のグローバル化は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機にさらに加速するものと思われ、高い語学力とコミュニケーション能力を持つ、国際社会で活躍できる人の育成が今後さらに求められると考えられます。

古河市では英語教育に力を入れており、国の「英語特区」指定を得て、小学校1年生から英語を学べるよう、目指しているところです。

### (3) 情報通信技術（ICT）の高度化

インターネットやスマートフォンに代表される情報通信技術（ICT）は劇的な進歩を見せ、産業の生産性と生活の利便性を著しく向上させました。特に ICT を活用した情報ネットワークは、人と人のつながり方も含め、国民生活に大きな影響を与えています。

このため、コンピュータなどの情報通信機器を使う技能の習得とともに、必要な情報を選択し活用する能力（情報リテラシー）や、情報の受発信に関するモラルの涵養がこれまで以上に求められています。

また、子どもたちが ICT を介した犯罪の被害者・加害者にならないよう、有害情報などから子どもたちを守るとともに、自ら適切に ICT を活用できる資質や能力を育成していくことも引き続き大切となっています。

### (4) 生活の安全と安心に対する意識の高まり

東日本大震災（平成 23 年）や熊本地震（平成 28 年）、などを契機として、震災、風水害や土砂災害など、大規模自然災害への対応が大きな課題となっています。

利根川・渡良瀬川の 2 大河川に面した古河市でも、常総市などで大きな爪痕を残した平成 27 年 9 月関東・東北豪雨の教訓等を活かし、災害への対策が進められています。

また市民生活の面では、医師不足など地域医療が抱える問題や、高齢化の進行に伴う介護福祉サービスのあり方に対する関心の高まりに加え、食品の安全性、二セ電話詐欺に対する取組などを通じ、安全・安心に対する意識が高まっています。

### (5) 価値観とライフスタイルの多様化

社会経済の変容を背景として、人の生き方・働き方の多様性（ダイバーシティ）を重視し、一人ひとりの価値観を尊重した上で社会を構築しようという動きが活発化しています。

物の豊かさに加えて心の豊かさを享受し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会が求められており、特に、仕事と子育てを両立できる環境の整備に向けた取組が進められています。

他方、核家族世帯や一人（単独）世帯が増加する中、地域コミュニティなどを介した「人と人とのつながり」や「地域とのつながり」がより一層求められるとともに、個人だけでなく企業や NPO なども地域づくりに主体的に関わる、新しい「協働」の取組が重要となっています。

## (6) 女性が活躍する社会づくり

平成 25 年に新たな成長戦略として策定された「日本再興戦略」では、女性の活躍推進を掲げ、指導的地位に占める女性の割合の増加を図り、女性の役員や管理職への登用拡大に向けた働きかけを行うことが示されています。

わが国では、性による固定的な役割分担意識のもと、女性がその意思や能力に応じて活躍できる環境が整っておらず、女性の労働力率も、子育て期に当たる 30 歳代で低下するいわゆる「M 字カーブ」が解消されていない状況にあります。

古河市には、奥原晴湖（画家）・永井路子（作家）など様々な分野で女性が活躍している背景があり、地域活性化のためにも、多様な生き方・働き方の保障、子育て支援などの充実などにより、「女性の力」を最大限発揮できる社会を構築することが大きな課題となっています。

### 第3章 古河市教育の現状と課題

ここでは、計画策定にあたり、古河市教育を取り巻く現状と課題などを、次の通り整理します。

#### 1. 人口と世帯、児童生徒数などの推移

##### (1) 人口と世帯

国勢調査によれば、古河市の人口は平成7年（旧古河市・旧総和町・旧三和町の合計）の146,010人から、平成27年には140,946人へと減少しています。

他方、世帯は44,577世帯から52,571世帯へと増加し、世帯人員は2.68人まで減少しています。核家族世帯や一人（単独）世帯の増加がみてとれます。

図表 人口と世帯の推移

単位：人・世帯

|      | 平成7年    | 12年     | 17年     | 22年     | 27年     |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人口   | 146,010 | 146,452 | 145,265 | 142,995 | 140,946 |
| 世帯   | 44,577  | 46,891  | 48,511  | 50,465  | 52,571  |
| 世帯人員 | 3.28    | 3.12    | 2.99    | 2.83    | 2.68    |

資料：国勢調査

## (2) 年齢3区分別人口

国勢調査によれば、古河市の年少人口（15歳未満）は平成7年（旧古河市・旧総和町・旧三和町の合計）の17.9%から平成27年には12.5%へと減少し、少子化が徐々に進行しつつあります。

他方、老年人口（65歳以上）は11.8%から25.6%へと増加し、国の26.6%を下回ってはいるものの、「超高齢社会」の基準である21%を既に大きく超えており、高齢化が進行していることが分かります。

図表 年齢3区分別人口の推移

単位：%

|                    | 平成7年 | 12年  | 17年  | 22年  | 27年  |
|--------------------|------|------|------|------|------|
| 年少人口<br>(15歳未満)    | 17.9 | 15.7 | 14.2 | 13.2 | 12.5 |
| 生産年齢人口<br>(15～64歳) | 70.3 | 70.0 | 68.3 | 65.5 | 61.9 |
| 老年人口<br>(65歳以上)    | 11.8 | 14.4 | 17.4 | 21.2 | 25.6 |

注)総人口には年齢不詳が含まれるため、年齢3区分別人口比の合計は100%とならない。

資料：国勢調査

## (3) 児童・生徒数

古河市の児童・生徒数は、この10年間減少傾向にあります。平成19年・28年を比較すると、児童数は約1割、生徒数は約2割減少しており、特に古河地区・三和地区の生徒数の減少が目立っています。

図表 児童・生徒数の推移

単位：人

|       | 古河市   |       | (古河地区) |       | (総和地区) |       | (三和地区) |       |
|-------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
|       | 児童数   | 生徒数   | 児童数    | 生徒数   | 児童数    | 生徒数   | 児童数    | 生徒数   |
| 平成19年 | 8,176 | 4,415 | 3,130  | 1,716 | 2,925  | 1,450 | 2,121  | 1,249 |
| 20年   | 8,081 | 4,268 | 3,083  | 1,663 | 2,887  | 1,465 | 2,111  | 1,140 |
| 21年   | 7,955 | 4,178 | 2,965  | 1,614 | 2,872  | 1,456 | 2,118  | 1,108 |
| 22年   | 7,858 | 4,106 | 2,916  | 1,632 | 2,873  | 1,434 | 2,069  | 1,040 |
| 23年   | 7,828 | 4,039 | 2,884  | 1,573 | 2,907  | 1,405 | 2,037  | 1,061 |
| 24年   | 7,736 | 3,916 | 2,840  | 1,529 | 2,894  | 1,350 | 2,002  | 1,037 |
| 25年   | 7,532 | 3,786 | 2,740  | 1,464 | 2,838  | 1,302 | 1,954  | 1,020 |
| 26年   | 7,440 | 3,683 | 2,696  | 1,438 | 2,835  | 1,267 | 1,909  | 978   |
| 27年   | 7,451 | 3,607 | 2,763  | 1,353 | 2,815  | 1,274 | 1,873  | 980   |
| 28年   | 7,348 | 3,584 | 2,708  | 1,331 | 2,786  | 1,298 | 1,854  | 955   |

資料：学校基本調査(各年5月1日)



## 2. 古河市教育の基本的課題

### (1) 生涯学習の充実

情報化や国際化の進展、ライフスタイルの変化などの中で、新たな知識や技術を習得し、心豊かな生活を送るため、自主的な学習意欲が高まっており、市民の多様な学習ニーズへの対応が重要となっています。

古河市では、公民館などを中心に、各種講座や教室を開催し、情報提供を進め、市民の自主的な活動を支援してきました。この中で、生活上の課題や地域課題に対応した講座等の企画・実施や、より幅広い年代が参加できる学習機会の提供が課題となっています。

今後も、公民館や図書館など生涯学習に関連する施設の効果的な運営を図り、市民の学習ニーズに的確に対応しながら、いつでもどこでも学べるように生涯学習の機会や環境の充実を図るとともに、その成果を地域の中で活かせるような環境づくりを進めていく必要があります。

### (2) 学校教育の充実

将来を担う子どもたちが健やかに成長するためには、「生きる力」「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく身につけること、また、情報化や国際化などに伴う課題を解決する力を育てることが重要です。

学校では、子どもたちの学力・体力の低下、規範意識の低下などが課題となっているほか、いじめや不登校、非行、学級崩壊などの問題の発生が古河市においても全国と同様に懸念されています。そのため、個に応じた教育により主体的な学びを引き出すとともに、生命や人権を尊重する心や他者への思いやりなどを育み、社会性や国際感覚なども備えた豊かな人間性の育成が重要となっています。

また、家庭では、基本的な生活習慣が身についていない子どもの増加、愛情不足や虐待などが問題となっており、家庭や地域の教育力の向上が求められます。

今後は、教育内容を充実・強化し、基礎学力の向上や豊かな心を育成するとともに、家庭や地域と協力し、幼保小、小中、中高の連携も図りながら、子どもたち一人ひとりの様々な能力を引き出し、最大限に伸ばすことで、自己実現を図れるよう支援していく必要があります。

### (3) 教育環境の充実

学校施設は、児童生徒の学習の場や豊かな人間性を育む場として重要な役割を担っています。加えて地域住民にとっても、災害時の緊急避難場所としての役割を担っているため、安全性の確保は極めて重要です。

古河市には 32 の小・中学校があり、校舎・体育館等の安全性や機能性を早急に確保する必要があり、実情に応じた改修や適正な維持・管理が必要です。また、児童生徒にとって、より良い学習環境を整備することが求められます。

特別な教育的ニーズを必要とする子どもたちや帰国子女・外国人児童生徒の増加に対応するため、特別支援教育の充実や日本語指導など、多様なニーズへの対応が課題となっています。

今後も、施設の充実や維持管理とともに、家庭や地域と連携した学校運営を進め、安全・安心な教育環境を充実していく必要があります。

### (4) 学校給食の充実

子どもたちの健やかな体を育成するために、学校給食の果たす役割は重要となっています。食生活が豊かになる一方で、栄養バランスの偏りや食習慣の乱れなどが問題となっており、学校教育における食育の推進が求められています。

古河市の学校給食は、古河地区小学校 7 校での自校給食と、平成 26 年度に新設した学校給食センターを通じた古河地区中学校、総和地区及び三和地区小中学校への給食により、すべての小中学校に給食を提供しています。

今後は、安全・安心な給食の提供に加え、児童生徒が食に関する知識と望ましい食習慣を身につけられるよう、学校給食センターを拠点として、家庭や地域と連携しながら、食育や地産地消を推進することが求められます。

## (5) 青少年の健全育成

家庭や地域の教育力の低下、スマートフォン・携帯電話、インターネットの普及による情報化の進展など、青少年を取り巻く環境が急激に変化し、対人関係の希薄化やコミュニケーション能力の低下、各種体験の不足などが問題となっているほか、青少年が犯罪に巻き込まれる危険性や犯罪に加担する可能性も大きくなっています。

古河市では、親学習プログラムの実施、子ども会をはじめとする青少年団体の活動支援、多様な自然・社会体験の提供などとともに、青少年を対象とした相談活動などを行ってきました。

今後も、青少年団体の育成・支援、地域活動等への青少年の参加を促進するとともに、家庭や地域ぐるみで青少年の健やかな育ちを支えるための体制を充実する必要があります。

## (6) 生涯スポーツの推進

健康志向の高まりを背景として、市民のスポーツに対するニーズが高まり、子どもから高齢者まで誰もが気軽にスポーツのできる環境づくりが求められています。日常的にスポーツに親しむことは、健康の保持・増進や体力向上だけでなく、生きがいのある生活にもつながります。

古河市では、生涯スポーツを支える各種スポーツ団体の育成・支援を行うために、老朽化したスポーツ施設の安全性や利便性の確保、効率的かつ安定的な施設運営が課題となっています。

スポーツには、競技レベルに応じて自ら楽しむスポーツと、観戦して楽しむスポーツがあります。今後は、平成 31 年度の茨城国体の開催に向けて受け入れ体制を整えるとともに、市民のスポーツに関する意識の向上を図ることも必要です。

これまで古河市からは、プロ野球やサッカープロリーグをはじめ多くのトップアスリートが生まれています。今後も、学校体育を通して子どもたちの基礎体力と運動能力を向上させるとともに、スポーツ少年団及びスポーツクラブの活動を支援し、トップアスリートの発掘と育成に取り組む必要があります。

## (7) 歴史文化の継承と芸術の振興

郷土の歴史文化を学び、後世に永く伝えるため、大切にしていけることは、地域に対する愛着を持つことにつながり、地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを進める上で欠かせないものです。

長い歴史と伝統に培われた古河市は、多くの歴史的資源や文化人を有しています。国指定重要文化財としては旧飛田家住宅と鷹見泉石関係資料 2 件、県指定文化財 16 件、市指定文化財 130 件を有しており、歴史博物館を中心に文化財の紹介、歴史・民俗・芸術等の貴重な文化財の収集や保存を進めてきました。また、貴重な文化遺産が、開発や老朽化により消失する可能性があるため、これらの保全や活用も課題となっているほか、地域の貴重な民俗芸能の後継者不足が懸念されています。

また、平成 23 年度に、3 地区の文化協会を統合した古河市文化協会が発足し、各地区で芸術文化の発表の機会を設けていますが、後継者の育成・確保などが課題となっています。

今後も、文化財や史跡、郷土芸能などの保全や継承を図るとともに、市民による芸術文化活動の活発化に向け支援していく必要があります。

### 1. 基本理念

# 人が育ち文化の息づく<sup>まち</sup>古河をつくる

未来の古河市を心豊かで文化の薫るまちとするためには、知識と教養を身につけ、地域をより良くしようと行動する市民を育む、教育力と文化力のあるまちづくりが大切です。

このため、学習プログラムや学校施設の改善など、ソフト・ハードの両面から、グローバル社会をリードする人材の育成を視野に入れ、児童・生徒の学びの環境を向上させていくとともに、市民一人ひとりの目的と意欲に応じた生涯学習環境づくりや、スポーツ・文化活動を楽しめる環境づくりに努めていきます。

## 2. 計画の体系

古河市の基本的な方向性を示す「古河市第2次総合計画」との整合を図り、基本計画の体系を次のとおり定めます。

| 政策   | 施策   | 主な取組   |
|--|--|--|
| I<br>市民の目的と意欲に応じた<br>生涯学習の充実               | 1. 生涯学習の機会の充実  | (1)生涯学習講座の充実・強化  |
|  | 2. 生涯学習環境の充実   | (1)学習情報の提供 (2)人材資源の活用  |
|  | 3. 生涯学習施設等の充実  | (1)生涯学習施設等の各種整備と効果的な管理・運営  |
|  | 4. 読書環境の充実   | (1)図書館機能と蔵書の充実 (3)子ども読書活動の推進<br>(2)読書団体の育成   |
| II<br>生きる力を育む学校教育の<br>充実                   | 1. 幼児期(幼稚園・保育所<br>(園)・認定こども園)から児<br>童期(小学校)への円滑な<br>移行支援 | (1)幼保小の接続の推進   |
|  | 2. 特色ある学校教育の充実   | (1)個に応じた教育の推進 (6)キャリア教育の推進<br>(2)確かな学力の向上 (7)教職員の資質・能力の向上<br>(3)豊かな心の育成 (8)読書教育の推進<br>(4)体力の向上 (9)中等教育学校との連携の推<br>(5)特色ある教育活動の展開 進 |
|  | 3. 地域教育機関の充実   | (1)新たな教育機関の誘致 (2)小中連携の推進   |
| III<br>安心して学べる教育環境の<br>充実                  | 1. 学校施設・設備・備品の充<br>実と維持管理                                | (1)学校施設の計画的な管理運 (2)学習環境の充実<br>営  |
|  | 2. 就学しやすい環境づくり   | (1)多様なニーズに対応した就学支援   |
|  | 3. 地域・家庭と連携した学校<br>運営と子どもの居場所づく<br>り                     | (1)開かれた学校づくり (2)子どもの居場所づくり   |
|  | 4. 学校保健の充実   | (1)児童生徒・教職員の健康の保持・増進   |
| IV<br>子どもの健全な成長のため<br>の学校給食の充実             | 1. 学校給食施設の活用と衛<br>生管理・効率的運営                              | (1)学校給食センターの活用 (4)効率的な給食施設の運営<br>(2)自校給食室の運営管理 (5)食育拠点の充実<br>(3)給食施設の衛生管理の徹底   |
|  | 2. 食育や地産地消による学<br>校給食の推進                                 | (1)食育の推進・栄養指導 (3)地産地消の推進<br>(2)家庭や地域との連携   |
| V<br>未来を担う青少年の健全育<br>成                     | 1. 家庭・地域の教育力の育<br>成                                      | (1)家庭教育の推進 (2)地域教育力によるコミュニ<br>ケーション能力の向上   |
|  | 2. 地域や社会への青少年の<br>参加の促進                                  | (1)多様な体験や創作活動の提 (3)科学の楽しさを体験できる場<br>供の提供<br>(2)郷土愛の醸成 (4)青少年育成団体の育成・支<br>援   |
|  | 3. 青少年の健全育成のため<br>の活動の促進                                 | (1)非行等の未然防止の推進 (3)子ども・若者の育成支援<br>(2)健全な環境づくりの推進  |
| VI<br>市民が親しめる生涯スポー<br>ツの推進                 | 1. スポーツ施設の充実と有<br>効活用                                    | (1)スポーツ施設の充実 (2)施設の有効利用の推進   |
|  | 2. 生涯スポーツの振興   | (1)組織の充実 (2)行事の充実  |
|  | 3. 国民体育大会への対応の<br>推進                                     | (1)国体受け入れ体制の整備促 (2)国体を契機にしたスポーツの<br>進 普及・振興  |
|  | 4. 競技力向上とトップアス<br>リートの育成                                 | (1)競技力の向上 (2)トップアスリートの育成   |
| VII<br>豊かな市民文化の創造の<br>ための歴史文化の継承と<br>芸術の振興 | 1. 文化財や伝統文化の継<br>承・情報発信                                  | (1)文化財指定の推進 (4)歴史や文化に関する情報提<br>(2)歴史・民俗資料の調査・収集 供の推進<br>(3)文化の保存・継承 (5)魅力ある施設運営の推進   |
|  | 2. 市民文化活動及び芸術文<br>化活動の促進                                 | (1)芸術文化活動への支援 (2)地域文化を創造する人材の<br>育成・確保   |

## 【基本計画】





## 政策Ⅰ 市民の目的と意欲に応じた生涯学習の充実

### 1. 生涯学習の機会の充実

#### (1) 生涯学習講座の充実・強化

##### 【総合計画の施策・主な取組より】

公民館等の施設職員、生涯学習指導員、社会教育主事などと連携しながら、市民ニーズや社会の変化に柔軟に対応した市民大学をはじめとする各種講座を市内各所で実施し、市民の生きがいと地域への愛着心を育みます。

##### ○生涯学習講座の充実

##### 【現状と課題】

- ライフスタイルの多様化や価値観の変化などが進む中、新たな知識や技術を習得し、心豊かな生活を送るため、自主的な学習意欲が高まっています。
- 市民が生涯にわたって学び続け、生きがいのある人生を送ることができる生涯学習社会の実現のため、自主的な学習活動ができるよう学習機会や学習内容の充実を図っていく必要があります。
- 市では、公民館等を中心に、生涯学習講座や公民館講座など各種講座や教室を開催し、情報提供を進め、市民の自主的な活動を支援していますが、生活上の課題や要望に対応し、より幅広い年代が参加できる学習機会の提供が課題となっています。

| 年 度  | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|------|----------|----------|----------|
| 講座数  | 155 講座   | 145 講座   | 147 講座   |
| 受講者数 | 2,867 人  | 3,030 人  | 3,105 人  |

##### 【施策の方向】

- ① 市民ニーズや社会の変化に柔軟に対応した「古河市民大学」をはじめとする各種講座を、市内各所で実施し、市民の生きがいと地域への愛着心を育みます。《新》
- ② 市が実施する各種講座の中で、地域社会の発展につながる新たな人と人とのつながりを生む契機となるような多様な学習機会の提供を行います。《新》
- ③ 「古河市民大学」の中で、様々な分野の講師陣と連携し、市民が求める学習内容

の講座や情報の提供を図ります。《拡》

④公民館等の生涯学習施設において、学びたい市民の要望に応えるような学習機会を提供します。《継》

⑤幅広い年代の人々が、様々な場面で気軽に学習機会が得られるような環境の整備に努めます。《新》

⑥市民ニーズを把握しながら、生涯学習の成果を発表するための場と機会を提供します。《継》

## ○社会教育事業の推進

### 【現状と課題】

- 家庭教育や人権教育をはじめとする社会教育事業は、社会教育委員や同和教育推進協議会委員等により、検討された事項を反映しながら、事業の年間計画を策定、実施し、実施結果の評価を行っています。
- 市の社会教育の振興を図るため、社会教育事業に関連する団体への活動支援を行っています。
- 今後も、事業内容の充実を図るために、実施した事業についての評価など、社会教育委員や同和教育推進協議会委員の、さらに積極的な意見や提案が必要です。

### 【施策の方向】

- ①今後においても引き続き、社会教育事業の必要性をPRしながら、併せて開催する内容についても検討を加えて、参加者の枠を拡大するなど、社会教育事業をさらに推進していきます。《継》
- ②引き続き社会教育に関わる団体への活動支援を行っていきます。《継》
- ③実施した事業についての評価など、社会教育委員や同和教育推進協議会委員に対し、積極的に意見や提案を求めていきます。《継》

## 2. 生涯学習環境の充実

### (1) 学習情報の提供

#### 【総合計画の施策・主な取組より】

講座や施設利用の案内、各種団体の紹介等、市民が必要とする学習情報の提供に努めます。

#### 【現状と課題】

- これから生涯学習を始めたい市民、講座を受講したい市民、自主クラブや指導者を探している市民など、様々な目的で生涯学習活動に関わる市民が、気軽に簡単に生涯学習情報を検索し、情報を収集できることは、生涯学習の推進に欠かすことはできません。
- 市は、「広報古河」、「まなびピアこが」などの広報紙をはじめ、チラシ、市のホームページなどの様々な媒体で市や市と協力する団体の生涯学習情報を提供しています。
- 「まなびピアこが」を、年2回発行し、市民の学習活動のきっかけづくりとして、気軽に参加できる趣味や教養、文化・スポーツ等幅広い分野にわたる公民館等の講座を紹介しています。(3月と8月に全戸配布しています。)
- より幅広い年代が学習活動に参加できる機会が得られるように、生涯学習に関するPRや環境整備を積極的に行う必要があります。

#### 【施策の方向】

- ①生涯学習を始めたい市民、学習をより深めたい市民、自主クラブの活動など人とのつながりを求める市民が、必要な生涯学習情報を入手しやすいような環境整備を充実させていきます。《継》
- ②生涯学習指導者や自主クラブ等の情報や学習者同士の交流機会の提供など、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等を活用した情報提供体制を構築します。《新》
- ③市内で行なわれる生涯学習活動や施設利用の案内、指導者、自主クラブ等に関する情報を収集し、市広報紙やホームページなどを通じて、分かりやすい内容で発信します。《継》
- ④公民館の講座案内「まなびピアこが」の充実を図ります。《継》
- ⑤市民の生涯学習活動に関する相談体制の充実を図ります。《継》

## (2) 人材資源の活用

### 【総合計画の施策・主な取組より】

地域の中で、技術や豊かな知識・経験を有する人材を発掘し、その人材資源を活用した講座やプログラムを充実します。

### 【現状と課題】

- 市では、市民の生涯学習活動を支援するため、技術や豊かな知識や経験を有する人材を生涯学習指導者バンクに登録し、必要な情報を提供する「生涯学習指導者情報提供事業」を実施しています。
- 指導者バンクに登録された指導者が、各種講座や自主クラブ等の講師として活躍できるように、市広報紙やホームページをさらに活用し、積極的に周知に努めるとともに、より効果的な周知方法を模索する必要があります。
- 市民の様々な学習ニーズに対応するため、技術や知識を有する人材を発掘していく必要があります。
- 人材資源を活用した講座等を企画していくことが課題となっています。

### 【施策の方向】

- ①「生涯学習指導者情報提供事業」を、より積極的に市民に周知し、技術や豊かな知識を有する多くの指導者に登録を促し、多くの学習者に本制度が一層活用されるよう努めるとともに、効果的な周知方法について検討します。《継》
- ②身近な地域の中に隠れている技術や豊かな知識、経験を有する人材資源を発掘するように努めます。《継》
- ③古河市民大学や公民館講座等で、人材資源を活用した講座やプログラムを企画・実施します。《新》
- ④発掘された人材資源に関する情報を、自主クラブ等へ積極的に提供するように努めます。《新》
- ⑤学習によって得た知識や技術を、地域やボランティア活動に活かすことができるように情報提供の充実と環境整備に努めます。《新》

### 3. 生涯学習施設等の充実

#### (1) 生涯学習施設等の各種整備と効果的な管理・運営

##### 【総合計画の施策・主な取組より】

生涯学習の拠点となる施設を計画的に整備・改修し、その機能の向上を図り、効果的に管理・運営していきます。また、将来にわたる類似施設全体を考慮した計画の策定を検討します。

##### ○施設の管理と運営

##### 【現状と課題】

- 団体や地域の方々が身近なところで自由に集まり、話し合い、学び合う場の確保は、生涯学習活動を推進する上で欠かすことができないものです。
- 市民ニーズに合った公民館講座を、各館ごとに企画開催し、講座終了後は、自主クラブとして、学べる学習環境づくりを支援しています。
- 社会教育施設の約 8 割の施設が、老朽化してきており、計画的に維持、修繕を図っていく必要があります。
- 古河地区(4 館)、総和地区(4 館)、三和地区(1 館)において、施設の設置状況にバラツキが見られます。
- 老朽化及び耐震性のため平成 27 年 3 月に閉館した勤労青少年ホームに代わる施設として、同敷地内に新たに「駅西（えきせい）地域交流センター」を整備し、平成 29 年 3 月に開館しました。



駅西地域交流センター

図表 公民館等の利用状況（資料：統計古河）

| 施設名称                   | 平成 25 年度 |        | 平成 26 年度 |        | 平成 27 年度 |        |
|------------------------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|
|                        | 件数       | 人数     | 件数       | 人数     | 件数       | 人数     |
| 中央公民館                  | 3,591    | 50,716 | 3,633    | 50,845 | 4,435    | 64,725 |
| ふれあい公民館                | 1,047    | 11,658 | 1,053    | 11,683 | 1,248    | 13,603 |
| さくら公民館                 | 765      | 6,735  | 768      | 6,759  | 1,194    | 14,091 |
| つつみ公民館                 | 1,732    | 32,017 | 1,724    | 31,954 | 1,242    | 12,855 |
| 古河東公民館                 | 3,806    | 43,490 | 3,954    | 43,580 | 3,984    | 38,715 |
| 中田公民館                  | 3,059    | 34,086 | 3,070    | 34,115 | 2,819    | 31,754 |
| 三和公民館                  | 2,085    | 28,116 | 2,053    | 28,053 | 2,577    | 28,679 |
| ユースセンター総和              | 2,496    | 58,785 | 2,609    | 51,140 | 3,001    | 52,745 |
| 生涯学習センター総和<br>(とねミドリ館) | 2,622    | 49,387 | 2,577    | 48,074 | 2,887    | 91,594 |
| 地域交流センター<br>(はなももプラザ)  | 5,299    | 79,918 | 5,342    | 81,820 | 5,091    | 80,495 |

【注】1.つつみ公民館：平成 27 年度の人数減は空調設備の故障による改修工事のため、利用者減となり、利用団体がさくら公民館に流れたため、数字の変動が生じました。

2.生涯学習センター総和：平成 27 年度の人数の大幅増は、人数カウント方法に変更があったため。

#### 【施策の方向】

- ①市民の意見を聞き、専門的な講座や地域性に合った講座など、市民のニーズに合った講座の内容にしていきます。《継》
- ②適切な公民館等の施設整備を行い、快適に利用できるよう、各地域のニーズや実態を把握し、公民館の有効利用を図っていきます。《継》
- ③利用の環境の保全が求められることから、財政事情を考慮した上で、計画的に維持、修繕を行います。《継》
- ④施設整備にあたっては、地域的バランスに配慮します。《継》
- ⑤新たに開館した駅西地域交流センターは、既存の地域交流センターと同様、全市民を対象とする生涯学習施設として、市民に愛される施設となるよう運営していきます。《新》

## ○(仮称) 三和地域交流センターの整備

### 【現状と課題】

- 本施設は、昭和 45 年に建設され 45 年が経過し、耐震性の問題から旧三和公民館施設を閉鎖し、平成 26 年度に公民館機能が三和庁舎 3 階に移転したことにより、その補完施設として建設を計画しているものです。
- (仮称) 三和地域交流センターは、仁連地区都市再生整備計画により、現在の三和公民館を補完する多目的ホール等を中心とする施設を、潤いのある地域社会の形成の拠点となる生涯学習施設として建設します。

### 【施策の方向】

- ①平成 28 年度に建設の基本設計と実施設計を策定し、平成 30 年度中に完成予定です。《新》



防災を学ぶ生涯学習講座

## 4. 読書環境の充実

### (1) 図書館機能と蔵書の充実

#### 【総合計画の施策・主な取組より】

幅広い市民の学習ニーズに応じた図書館機能と蔵書を充実し、市民の図書館利用の拡大を図ります。

#### 【現状と課題】

- 大人、子どもを問わず、読書離れが問題となっています。考えることや感動を味わうことの基礎も本を読むことから始まり、幼児のころから読書習慣を身につけることは一生の財産になりえます。
- 生涯学習の拠点として、市民のニーズに応じた資料や情報を提供し、学習活動や文化的要求にも対応できるよう努めています。
- 各施設での利用者及び貸出冊数の推移はやや下降状態となっていますが、開館日数を増やすなど、今後、利用者が常に快適に利用できるよう、蔵書の整備や館内の環境整備の改善に努める必要があります。
- 利用率の向上については、貸出・返却・レファレンス等の接客サービスの水準をいかに向上させていくかが課題となります。
- 施設の課題としては、図書室全体において、読書スペースが狭隘で、さらに古河図書館で駐車場が不足していることです。
- インターネットで本の予約ができ、利用者は古河市全体の資料を検索でき、さらにどの図書館・図書室等でも貸出、予約、返却が可能となったため、市民の利便性が向上しました。また、図書システムのネットワーク化を図ったことにより、蔵書状況の把握が可能となり蔵書の整備も図られています。
- 市では市内 32 小中学校児童生徒へ、授業カリキュラムに対する図書の貸出業務を行っています。

#### 【施策の方向】

- ①新書の購読等リクエストに応えるなどして、市民のニーズに合わせた蔵書の充実に図ります。《継》
- ②図書館サービスの向上を目指し、蔵書の検索や貸出・予約・他市町村相互貸借など図書館情報ネットワークシステムを活用し、本の内容発信の充実に図ります。《継》



- ③図書館職員の専門的な資質・技能習得のため、県内外の研修を実施します。《継》
- ④効率的な施設の維持管理に努めます《継》
- ⑤図書予約システムの導入により、インターネットによる予約ができるようになり、利用者の利便性が向上しました。さらに予約システム等の充実を図ります。《継》
- ⑥図書貸出数の拡大に向け、図書システムの利用 PR を図ります。《新》
- ⑦市の図書館・図書室等と学校図書室との連携を図り、子どもの読書活動を充実させていきます。《継》
- ⑧電子書籍や音楽 CD の配信サービスの検討をします。《新》

★レファレンス＝

必要な資料や情報を必要な人に、的確に案内すること。電話、手紙などでも行います。



三和図書館

図表 各図書館・図書室等の利用状 【単位：人数（人）、点数（冊）、蔵書数（冊）】

| 施設名                             |      | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|---------------------------------|------|----------|----------|----------|
| 古河図書館                           | 人数   | 34,268   | 33,301   | 33,041   |
|                                 | 貸出点数 | 123,409  | 116,889  | 116,169  |
|                                 | 蔵書数  | 107,761  | 109,408  | 108,525  |
| 三和図書館                           | 人数   | 48,457   | 49,350   | 47,626   |
|                                 | 貸出点数 | 198,064  | 197,829  | 194,405  |
|                                 | 蔵書数  | 154,156  | 158,782  | 162,401  |
| 中央公民館<br>【図書室】                  | 人数   | 5,320    | 4,817    | 4,757    |
|                                 | 貸出点数 | 19,314   | 17,372   | 18,127   |
|                                 | 蔵書数  | 50,756   | 50,458   | 50,701   |
| つつみ公民館<br>【図書室】                 | 人数   | 3,750    | 3,731    | 3,407    |
|                                 | 貸出点数 | 15,483   | 16,303   | 14,580   |
|                                 | 蔵書数  | 45,575   | 45,642   | 45,008   |
| 生涯学習センター総和<br>(とねミドリ館)<br>【図書室】 | 人数   | 3,457    | 3,331    | 2,880    |
|                                 | 貸出点数 | 14,436   | 13,189   | 12,693   |
|                                 | 蔵書数  | 25,420   | 25,542   | 25,669   |
| ユースセンター総和<br>【図書室】              | 人数   | 7,237    | 7,776    | 6,987    |
|                                 | 貸出点数 | 28,103   | 29,803   | 26,541   |
|                                 | 蔵書数  | 44,404   | 44,293   | 44,221   |
| 中田公民館<br>【図書室】                  | 人数   | 3,522    | 3,250    | 3,463    |
|                                 | 貸出点数 | 11,675   | 9,919    | 10,608   |
|                                 | 蔵書数  | 26,202   | 26,540   | 25,778   |
| 地域交流センター<br>(はなももプラザ)<br>【窓口受け】 | 人数   | 434      | 361      | 276      |
|                                 | 貸出点数 | 922      | 733      | 692      |
|                                 | 蔵書数  | —        | —        | —        |
| 合計                              | 人数   | 106,445  | 105,917  | 102,437  |
|                                 | 貸出点数 | 411,406  | 402,037  | 393,815  |
|                                 | 蔵書数  | 454,274  | 460,665  | 462,303  |

(資料：統計古河)

## (2) 読書団体の育成

### 【総合計画の施策・主な取組より】

読書団体などを育成し、幼児期からの読書意識の高揚を図ります。

### 【現状と課題】

- 図書館で活動している読み聞かせグループが、主に乳幼児を対象とし、読み聞かせ会を実施しています。
- 子どもの豊かな情操と創造性を高めるためには、読書活動が重要です。幼児期から本に慣れ親しむことにより、読書をする習慣を形成し、子どもの豊かな情操や発想力、創造性を高めることができます。
- 子どもの読書活動の重要性を市民一人ひとりが理解し、家庭や地域でのあらゆる機会に読書を行うための環境づくりが大切です。
- 読み聞かせグループのメンバーは、年々高齢化が目立ってきています。今後、様々な世代の交流を通して、メンバーの確保と育成が必要となります。

図表 図書館読み聞かせ開催状況

| 施設名   |    | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|-------|----|----------|----------|----------|
| 古河図書館 | 回数 | 50       | 51       | 50       |
| 三和図書館 | 回数 | 35       | 44       | 45       |
| 実施団体数 |    | 7        | 7        | 7        |

### 【施策の方向】

- ①読み聞かせ会、開催時の広報、場所の提供等、支援を行います。《継》
- ②未経験者を対象とした、読み聞かせ講座等を開催し、幼児に対する読み聞かせグループの充実を図ります。《継》
- ③読み聞かせグループのPR活動を推進していきます。《新》

### (3) 子ども読書活動の推進

#### 【総合計画の施策・主な取組より】

子ども読書活動推進計画を策定し、絵本の読み聞かせやお話会、ブックスタートなど地域のボランティアと連携して、子どもが本に親しむ環境づくりを進めます。

#### 【現状と課題】

- テレビやインターネット等様々な情報メディアの発達、普及により私たちの生活環境は著しく変化しています。
- 子どもをはじめとする読書離れが、急速に進んでいます。その流れを止めるには、読書環境の整備を含めて、読書活動の充実を図っていくことが大切です。
- 家庭や地域、幼稚園・保育所（園）・認定こども園、小・中学校、また市が連携して、子どもたちが、それぞれの成長に合った読書活動ができる環境を整えていく必要があります。
- 子どもの読書活動の推進に関する法律第4条に基づき、家庭・学校・地域・市が連携して子どもの読書活動を推進していくため「子ども読書活動推進計画」を策定しています。
- 子どもたちは、幼稚園に入ってから文字を覚え、物語についても少しは理解できるようになり、読んだり聞いたりすることで、絵本が楽しくなります。絵本は、子どもが最初に出会う本です。
- 乳幼児期に、いかに良い絵本に出会わせるか、その組織づくりが課題となっています。

#### 【施策の方向】

- ① 市民への読書に関する啓発と情報提供に努めていきます。《継》
- ② 子どもの読書を充実させるために「子ども読書活動推進計画」を推進します。《継》
- ③ 図書館・図書室等で、司書等による利用者へのアドバイスをを行い、読書活動の推進を図ります。《継》
- ④ 0歳児と保護者を対象に絵本を贈る、ブックスタート事業に取り組み、赤ちゃんと保護者が絵本を通じて、楽しい時間を分かち合い、本に親しむきっかけをつくれます。《継》

- ⑤市の図書館・図書室等と幼稚園、保育所（園）、認定こども園等、児童クラブが連携を図り、保育園児や幼稚園児が絵本を愛読できるよう図書館（室）内に、利用スペースの検討をします。《継》
- ⑥子どもたちの読書を進めるために、幼児向けの絵本の蔵書を増やし、幼児が絵本に関心を持てる機会を与えます。《継》

## 政策Ⅱ 生きる力を育む学校教育の充実

### 1. 幼児期（幼稚園・保育所（園）・認定こども園）から児童期（小学校）への円滑な移行支援

#### （1）幼保小の接続の推進

##### 【総合計画の施策・主な取組より】

幼稚園、保育所（園）、認定こども園の保育士と小学校の教員との交流を推進し、幼児期から児童期のつながりある教育活動を支援します。また、小1プロブレム等の課題に対応する連携についても検討します。

##### 【現状と課題】

- 各小学校では、幼稚園や保育所（園）、認定こども園等と連絡を取り合い、入学予定の幼児に関する情報の共有を行っていますが、入学後、小学校の学習や生活になじめず、授業中出歩いたり、大きな声を出したり、学校に行くのを渋ったりする状況が続くことがあります。（小1プロブレム）
- 幼稚園や保育所（園）、認定こども園の教育課程や、その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めた要領・指針については、関係省庁のもと、施行されていましたが、国の検討会・専門委員会での審議を経て、いずれも平成30年度に改訂される予定となっています。これにより、要領・指針の整合性が確保されることとなります。
- 幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行う必要があります。

##### ★幼稚園や保育所（園）、認定こども園に関する要領・指針＝

幼稚園…「幼稚園教育要領」

保育所（園）…「保育所保育指針」

認定こども園…「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」

(参考)

| 施設種別  | 幼稚園 | 保育所（園） | 認定こども園 | 合計    |
|-------|-----|--------|--------|-------|
| 施設数   | 5   | 19     | 14     | 38    |
| 子どもの数 | 178 | 346    | 604    | 1,128 |

【注】平成28年11月1日現在。「子どもの数」は、次年度小学校入学者の人数

【施策の方向】

- ①古河市における幼児期教育の接続を推進するため、幼稚園長・保育所（園）長等を対象とした教育課程編成等に関する「幼児期接続のための推進研修会」を開催し、本市における幼児教育施設と小学校との連携・接続を推進します。《継》
- ②小学校の入学前相互訪問など教育・保育施設等と小学校との連携を推進していきます。《継》
- ③幼稚園・保育所（園）・認定こども園に在籍する子どもを対象に、小学校での教育を視野に入れた、しつけ・教育の充実を図ります。《継》

## 2. 特色ある学校教育の充実

### (1) 個に応じた教育の推進

#### 【総合計画の施策・主な取組より】

教育活動指導員や外国語指導助手などを活用し、チームティーチングや習熟度別指導など、きめ細かな教育を推進して、児童生徒一人ひとりの学習進度に配慮した学びを引き出します。また、特別な支援が必要な児童生徒に対する環境づくりに努めます。

#### ○きめ細かな指導の推進

##### 【現状と課題】

- 学校で身につけた「確かな学力」が、生涯にわたる学習活動の基礎となるよう、子どもたちには小中学校の各段階に応じたきめ細かな指導の充実が求められています。学校では、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を徹底し、主体的に取り組む態度を育てるとともに、思考力・判断力・表現力等の育成に努める必要があります。
- 市独自で、チームティーチング方式（TT）により、児童生徒の到達度に応じたきめ細かな教科指導を行う教育活動指導員を配置しています。特に小学校においては、平成 29 年度からの英語特区の導入に伴い、国語や算数に加え、英語への対応をしていきます。

・小学校 各校 1～2 名程度

主に国語と算数で児童の到達度に応じた指導や支援を実施

・中学校 各校 2～3 名程度

主要五教科で生徒の到達度に応じた指導や支援を実施

#### ★チームティーチング＝

学級の指導に一人の教員があたるのではなく、複数の教員がチームをつくり、児童生徒の指導にあたる授業形態をいいます。

#### 【施策の方向】

- ①教育活動指導員の配置を継続します。《継》



## ○特別支援教育の推進

### 【現状と課題】

- 特別支援教育は、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。また、これまでの特殊教育対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する全ての学校において実施されています。
- 本市には、全小中学校に特別支援学級があり、通級指導教室がある学校もあります。
- 特別支援学級や通級指導教室では、特別な教育的ニーズに対応できるように、児童生徒の実態や保護者からの要望なども検討し、個別の指導計画を作成しています。また、個別的な対応や小集団での指導、通常の学級での支援を行い、児童生徒が自立や社会参加できるよう指導・支援を行っています。

### 【施策の方向】

- ①教員の専門性を高める特別支援教育に関する研修会を実施します。また、巡回相談等相談活動の充実を図ります。《継》
- ②学習障害や注意欠陥／多動性障害・自閉症スペクトラム等の子どもたちの早期発見と、特別な支援が必要な児童生徒を持つ保護者に対して、理解を求めるとともに指導内容や方法に関する相談、助言を行います。《継》
- ③特別な支援を必要とする児童生徒が、学校や地域社会で受け入れられ相互に理解を深めていくために、地域の協力体制を構築し、理解啓発を推進します。《継》
- ④医療、保健、福祉、労働等の関係部局や専門機関との連携を図ります。《拡》
- ⑤幼・保・小・中学校で連携し、情報提供等を実施します。《拡》
- ⑥境特別支援学校や下妻特別支援学校と連携し、研修や相談、授業参観等を通して、研鑽を深め効果的な実践に努めます。《継》

## (2) 確かな学力の向上

### 【総合計画の施策・主な取組より】

ICT 機器の活用及び児童・生徒主体の「主体的・対話的で深い学び」への転換を進め、学習意欲や思考力・表現力等の向上を図ります。また、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るため、放課後の学習支援を推進します。

### ○主体的・対話的で深い学び

#### 【現状と課題】

●平成 28 年現在、平成 32・33 年度完全実施の学習指導要領の改訂が行われています。

学習指導要領改訂スケジュール(平成 28 年 8 月 中央審議会資料より)

| 年度  | 平成 28 年度     | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | 32 年度 | 33 年度 |
|-----|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小学校 | 審議まとめ<br>(国) | 周知・徹底 | 先行実施  |       | 全面实施  |       |
| 中学校 |              |       | 先行実施  |       |       | 全面实施  |

#### ※学習指導要領(文部科学省ホームページより)

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めています。これを「学習指導要領」といいます。

「学習指導要領」では、小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めています。また、これとは別に、学校教育法施行規則で、例えば小・中学校の教科等の年間の標準授業時数等が定められています。各学校では、この「学習指導要領」や年間の標準授業時数等を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、教育課程（カリキュラム）を編成しています。

- 新学習指導要領では、指導する目標や内容だけでなく、「どのように学ぶのか」ということも掲載される予定で、「主体的・対話的で深い学び」という学び方が求められます。市小中学校では、これを目指し、授業研究を行っています。
- 平成 28 年度の全国学力学習状況調査のためのテストの児童生徒質問紙から、「友達の前で意見を発表することは得意ですか」という項目があり、小学校 6 年生は 48.4%の児童が得意であると答えています。中学 3 年生は 45.0%の生徒が得意であると答えています。

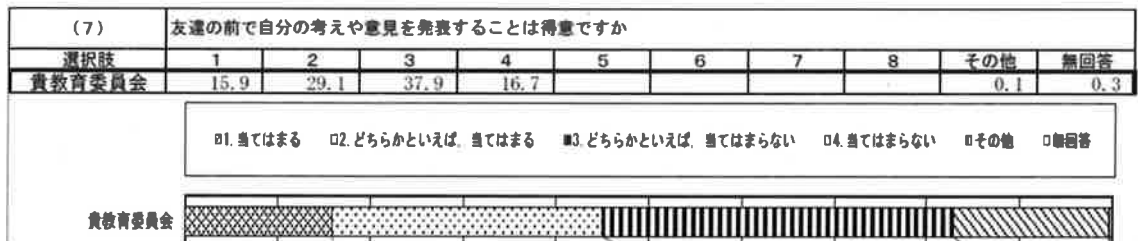
- また、学校の質問紙の回答としては、「話し合いなどの活動で、自分の考えを相手にしっかりと伝えることができていると思うか」という項目では、78.2%の小学校が、中学校では77.8%ができていると答えています。以上の結果から、授業の中での対話的な学びの推進を確認することができます。
- 放課後の学習支援活動を、平成27年度より全ての小学校の4年生以上、中学校の全学年生徒を対象として実施しています。

(児童生徒の質問紙から)

小学校6年

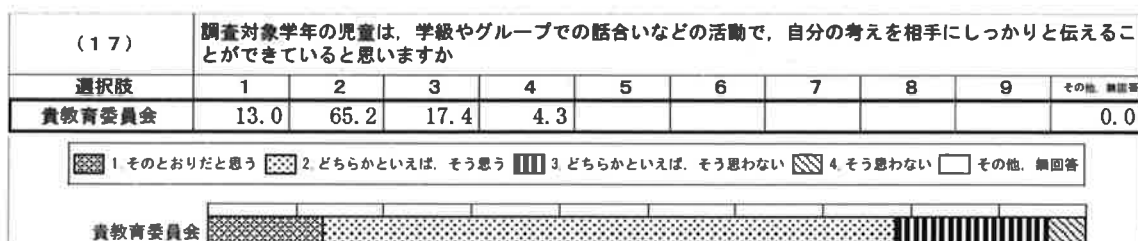


中学校3年

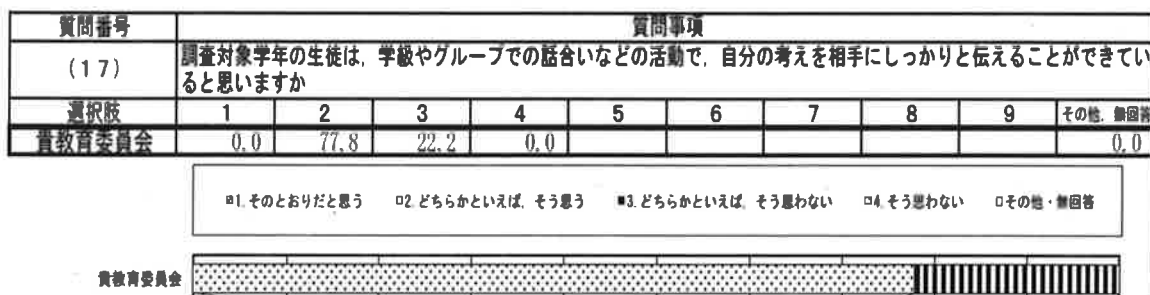


(学校の質問紙から)

小学校



中学校



【施策の方向】

- ①「主体的・対話的で深い学び」を目指し、授業研究を継続します。《継》
- ②平成 30 年度の先行実施時より、「主体的・対話的で深い学び」の授業を実施します。《新》
- ③放課後の学習支援活動を実施し、児童生徒の学力の向上に努めます。《継》

○ICT 機器を活用した授業の推進

【現状と課題】

- 平成 32・33 年度完全実施予定の学習指導要領では、情報技術を手段として活用する力を含む、情報活用能力の育成が提唱されています。
- 小学校では、校外学習で、写真を撮ったり、場所の検索をしたりするなどの活用をしています。各教科で、自分の意見を考える材料となる資料の収集や友だちの意見とあわせてグループの意見を構築する時に使うなど、思考力や表現力を高めるために役立っています。
- 本市では、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために、それに必要な資質・能力の育成が課題です。

★ICT＝

ICTとは、Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略で、日本ではすでに一般的となったITの概念をさらに一歩進め、IT＝情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉です。

【施策の方向】

- ①授業の中でICT機器を有効に活用した学習を展開します。《継》
- ②インターネットやソーシャル・ネットワークキング・サービス(SNS)等の利用を巡るトラブルに備え、情報モラルを身につける教育を展開します。《継》



ICT機器を活用した授業